

市第136号議案（関係部分）及び市第144号議案の審査

（加納委員） 今、質問の中身というか項目をいただきまして、私のほうからは、我が党の大滝議員が幾つか御質問もさせていただいておりますので、それに関係してそれぞれの項目に従って、何点か確認と御質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、児童虐待の問題について、大滝議員のほうから幾つか御質問させていただきました。問題は、相談窓口、いわゆる児童虐待そのものの件数が大変増加している中で、職員数は変わらない。一方では、虐待が大変増加している中で、その対応についてはどうしていくんだ、特に最前線の区の福祉保健センターの相談窓口の問題や通報の問題ということをお聞きさせていただきました。また、速やかにどう対応していくかという専門性の問題がやはり一つあるだろう、その社会的擁護の問題、そしてまた受け皿ということではなかなか難しいということと、家族再統合や地域との関係性について、特に最後に要保護児童対策地域協議会があるのだけれども、なかなかそれが徹底されていないという部分、ある意味では応援という形で機能させるように工夫していただきたいということも含めて、平成22年度の取り組み姿勢について御質問しているのです。

私は、さきの委員会で児童虐待の防止ということからすると、こども青少年局が行っている乳幼児健診は、児童虐待については、ある意味では未然に防止できる非常によいチャンスであるという話と、それから健診が3回あるけれども、その3回についての未受診のパーセンテージはよくわかっているのだけれども、その3回の追跡調査、それに基づくデータ化を進めるべきではないかという話をさせていただきました。

児童虐待もこれからいろいろな問題が出てきますけれども、そういった部分では、こども青少年局が行っているこの健診をどう重層化していくか、健診をすることによってデータを集めてそのデータをどう活用させていくかというのが大きいと思うのです。

そこで、さきの委員会で御質問させていただき、対応をしていただけると御答弁いただいた健診率、未健診者に対する対応、そのデータ化について御答弁いただければと思います。

（屋代こども青少年局長） 5%の未受診者がいらっしゃるということをごさいますて、乳幼児健診の実施に当たっては、全対象者に個別に御案内を行い、受診できない場合にはアンケートと問診票をお返しいただいて、状況を確認しています。

そのアンケートにより未受診の主な理由は、医療機関や他都市で受診した、または定期的に通院している、あるいは入院中ということで、この5%のうち半分ぐらいはそういう方で、把握ができる状況がございます。

アンケートや問診票の返信がない方に対しては、再度受診のお知らせのがきをお出しして、この二度の受診勧奨に対して返信がない場合には、返信の内容において個別に電話かけや訪問を行っているということです。今年度、平成22年度予算につきましては、未受診者に電話かけをして状況把握をしたり、育児相談に対応することもできる専属の看護職を雇用して、体制の充実を図って、未受診者対策を拡充したところでございます。ただ、データベース化については、今年度予算の中で具体化をしておりません。

（加納委員） さきの委員会で私が指摘をし、その後どういう対応をしたのか。具体的にその後どのような対応をし、そこで浮かび上がってきた問題があるのか、課題が何なのかということをお聞かせください。

（鈴木こども福祉保健部長） 前回、加納委員からいろいろ御指摘いただきまして、乳幼児健診の未受診者の状況につきまして、各区と連携し、データを改めて集計いたしました。ただ現時点では、過去の集計の細かなところで精査しなければいけないということで、あくまで暫定的な集計結果でございますが、それによりますと、4カ月健診、1歳6カ月、3歳児と3つの健診すべてを受けていないと思われる方が、平成18年1月から12月までに生まれた方について暫定的に調べたものですが、317名という数字が出てございます。新生児の数はおよそ3万2,000人でございますので、3回とも乳幼児健診を受けていない方は恐らく1%程度と現在見込んでおります。

ただ、冒頭申し上げましたように、若干数字の細かなとり方等で今後も精査していく必要があるとは思っております。いずれにしても 100%ではございませんので、今後さらにきちんと受けていただく。しかも、これは3回とも受けてない方が1%ということで、基本的には3回とも受けていただくことが方向性としては望ましい方向ですので、そうした方向に向けて今後とも啓発等含めて努めていきたいと考えております。

(加納委員) 多分、私も幾つかの区役所に確認しました。そうしたら、やはりとれてない、それから数字が、いわゆる分母が勘違いで違う等含めて、各区の現状はそれぞればらばらですね。そういった現状があって、各区福祉保健センターをお願いしているのですが、そのデータ管理が、ある意味ではなかなかできていない。しかも、そのことを局が持っていないということが多分事実だと思うのですけれども、鈴木部長、その点はどうでしょう。

(鈴木こども福祉保健部長) 加納委員おっしゃいますように、現在データとしてはデータベース化をしていないということで、手書きの台帳で整理している形ですので、こうした集計にも非常に手間がかかりますし、いろいろなデータの抽出が難しいという状況がございます。

データベース化につきましては、やはり一つの大きな課題と考えておりますので、平成22年度予算では組み込んでおりませんが、今後の検討課題と考えております。

(加納委員) 福井県はこれをデータ化しているのです。もう既にデータ化して、その健診の問題も、それから後から質問させていただきますけれども、さまざまな予防接種の問題もその健診を初めとしてデータ化しているのです。ですから、国からどういう指示が出ようと新たに何かが展開しようと、データベース化しているものですから、その作業はしやすい、そして発見しやすい、またパーセンテージをはじきやすい。福井県が私の知っている限りではモデルケースとして、昨年も厚生労働省に呼ばれてそういったことをある会合で発信しているのです。福井県の状況というのは、鈴木部長は御存じなのではないでしょうか。

(鈴木こども福祉保健部長) 申しわけございません。福井県の状況は把握してございません。

(加納委員) 私は、児童虐待の入り口のところで皆さん方が所管している乳幼児健診は、非常に大事な健診でもありますし、児童虐待の防止をどう未然に防ぐか、1%という数字がどこまで本当かどうか、それもまたしっかりと把握していただいて追っていただきたいのです。ぜひこれは把握してデータ化していただきたい。そして、3回とも未受診の人たちにいかに速やかに確認して受診していただけるか、それが児童虐待防止のある意味では一番早い段階で確認できることだと私は思っているのです。データ化について、鈴木部長から平成22年度の予算にはという話がありますけれども、今後、局長として、このデータ化についてどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたい。

(屋代こども青少年局長) 現在、データベース化していないのですけれども、この関係、乳幼児健診や妊婦健診などほかにもデータベース化していないものがございまして、そういうものと含めて今後検討していきたいと考えております。

(加納委員) ぜひよろしくお願ひします。これはいろいろなところにある意味では使えるというか、後で御質問しますけれども、麻しんの未接種その他の問題も含めてすべてに活用できるので、大変でしょうけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、発達障害のことで大滝委員のほうから幾つか御質問させていただきました。その中で、発達障害児がふえていることが一つあって、もう一つは、この発達障害児対策について、国も、実はある意味では児童福祉法の改正法案まで出して取り組むつもりでしたのですけれども、昨年これが廃案となっている。発達障害児対策を大滝委員がずっと質問していますけれども、こういったお子さんがふえている中で、また、この発達障害児の対応についての御要望が大変多く言われている中でその対応が急がれているのですけれども、平成22年度の予算において、港南区での市内8館目となる地域療育センター設置に向けて予算ができ、基本設計費が計上できたということです。これは大滝委員の質問からもわかりますけれども、大変評価します。

一方で、横浜市は昭和59年、もう随分前に策定した障害児地域総合通園施設構想で、昭和75年に療育センターを10カ所整備すると言っているのですけれども、やっと今回8カ所です。一方で、こういう子たちがふえてきてい

る、そのニーズも大変多くなっている。国もそういった形で改正しようとしたけれども、ある意味では頓挫してしまっただ中で、横浜市としてこういう10カ所整備ということの方針も出しているので、今後、これは9館、10館と進めるべきだと思うのですけれども、その辺についての局の見解をお伺いいたします。

(屋代こども青少年局長) 昭和75年までに10カ所整備するという障害児地域総合通園施設構想がございまして、構想当初には想定してなかった発達障害児の割合が急増しているということは明らかでございます。必要なときに必要なサービスが広く届けられる体制を充実することは重要と考えております。

8館目をことし始めるわけですけれども、8館目以降の整備についても視野に入れて、発達障害児とその家族が安心して地域で暮らしていけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

(加納委員) 本当に発達障害児を抱えている家族の皆さん方からすれば、大変な問題なのです。国がまだまだおこなっている。本市も一生懸命頑張っているのだけれども、やはりそのニーズに追いつかない。でも8館目ということで、方向性として10館まで目指そうと。さらにまた、これだけ多くの方たちが悩んでいらっしゃるのですから、今後についてはしっかり検討していただいて、その先まで見通してどうか進めていただきたいと思います。

それからもう1点、国が昨年夏、児童福祉法の改正法案を、政治的ないろいろな問題は別にして廃案にしまいました。発達障害児対策について国を挙げてというには、非常にワンクッションおいてしまったかなと思うのです。でも、こうやって大滝委員の質問を見て、本市の実情はどんどんふえてきているということからすると、政令指定都市として、やはり国に対してこういったことについての要望、押し上げを本市から発信すべきだと思うのです。

そういう点について局長及び山田副市長、横浜市として国へこういったことについてもしっかり発信していただきたいと私は思っているのですけれども、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

(屋代こども青少年局長) 障害児支援の見直しに関する検討報告書がまとめられ、児童福祉法改正法案が示されたわけですけれども、廃案となって現在まで具体的な動きはないと、加納委員おっしゃるとおりでございます。

国の主管課長会議等あらゆる機会をとらえて、関連局である健康福祉局と十分連携しながら発達障害についての必要な施策について検討するよう国に対しても要望しておりますし、本市としてもいろいろ検討してまいりたいと考えています。

(山田副市長) 加納委員御指摘の発達障害児の問題が非常に大きくなってきているというのは、横浜市に限らず国全体の問題でもございますので、横浜市としても市長が提言していきます。

(加納委員) ぜひお願いしたいと思います。

それからもう1点、大滝委員がアレルギー対策についての御質問をさせていただきました。これについても、何点か確認と御質問させていただきたいのです。

特に私と川口委員は地元が瀬谷区で、もともとそこにアレルギーセンターがあったわけで、それがあつた時期、みなと赤十字病院のほうへ専門性を高めるといふことで移行した。国との連携をどうしていくかを含めて本市としては対応していただいた。そのときにアレルギーセンターに通うために、東京やいろいろなところから瀬谷区に引っ越してこられた方が何人もいます。御自分のお子さんの問題を抱えて瀬谷区に引っ越してきて、それがあつた時期から専門性を高めるとかいろいろなことがあつて、みなと赤十字病院に全部移行するといふことで、地元議員としての苦慮するところが幾つかあつたのです。この専門性を高めるとか、医学的見地ということも含めて、みなと赤十字病院のほうにお願いし、横浜市全体としてしっかり取り組もうといふことで発信はしたのですけれども、私も実は反省してまして、それだけ瀬谷区で悩んで、さまざま対応をしてきたにもかかわらず、その後、より具体的な確認といふか、どうなっているのか、現状どこまで進んでいるのか。

一方で、国は国で一生懸命進んでいただいているのですけれども、横浜市の体制のどこにその責任の部署があつて、その部署を中心に今どうなっているかと確認してみると非常に寂しいものがある。さきの局別審査での大滝議員からの最後の質問で、専門医やアレルギー関連学会の代表や患者団体、そして行政で構成される協議会等をしっかり発足させるべきではないかという御質問をさせていただきました。

そして、そこで対策や総合的な戦略を早急に話し合うべきだという御質問を局長及び副市長のほうにもお願いしてきた経緯がございます。ここの御答弁、私も実は聞いておりまして、もう既にインターネットで配信されていますから、何度も何度もここのところの答弁を聞きました。私、あいまいと言っては大変失礼ですけども、不安を感じながらの御答弁であったので、これはこども青少年局として横断的にその局再編の中で子供に対して、しかも年齢もある一定の年齢までどう見ていくか。そしてアレルギー対策についても、小児アレルギーを含めてさまざまやっているわけですから、ぜひこども青少年局が中心となって、そしてまたほかの局とも連携しながら、この協議会の発足と早急な話し合いの場を持ってしっかり進めていただきたいと思いますとおるところでございます。その辺について、さきの大滝委員に対する御答弁とあわせて、おのずと関係部局との連携をしてその方向で行けるということで、副市長なり局長は答弁していると私は思っているのですけれども、今後、より具体的にどうされるのか、もう一度お聞かせいただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

（屋代こども青少年局長） 先日の局別審査でお答えしました、アレルギー疾患は遺伝的要素に加え、外部環境が原因となるため、小児期だけではなく、成人期にも発症が見られる全身的な免疫疾患と言われています。治療については、複数の診療科にまたがることも多く、より高度な専門性が求められる医療レベルの連携が重要と認識しております。

アレルギー対策は、治療に加え、啓発、予防等も進める必要があります。そのため、協議会については、健康福祉局、病院経営局、こども青少年局、教育委員会を初め、まちづくり調整局、環境創造局といった生活環境関連部局及び組織を所管する行政運営調整局などさまざまな局が関係すると考えており、今後、検討して調整してまいりたいと考えております。

（加納委員） モニターで見たとおりでした。検討しているとわかりました。本当にこれは進めていただきたい。国民病と言われていまして、非常に大事な話だし、横浜はたしか当時先導的に進めてきているわけですね。そういう環境も整っているのですけれども、局再編の中でというか他局にかかわっているものですから、どこが中心軸なのかがはっきりしない。はっきりしないで来てしまった。

今回、こども青少年局で、我が党としてこれは御質問させていただきましたがけれども、本来、こども青少年局がある意味ではしっかりやっていただきたいのだけれども、今の局長の話だと、健康福祉局という局も含めて、そこに本来中心となってやっていただかなければならないのだろうなということを踏まえながら御答弁されているのですけれども、局長、これは本来どこが中心になるべきなのですか。

（屋代こども青少年局長） 厚生労働省によりますと、こういう、例えば気管支ぜんそくとかアトピー性皮膚炎だとか花粉症、免疫アレルギー疾患を有する患者が国民の30%に上るということで、先ほど答弁しましたけれども、アレルギー疾患は遺伝的要素に加え、さまざまな外部環境が原因となって、小児期だけではなくて、成人期にも発症が見られるという、全身的な免疫疾患ということでございます。縦割りのことは余り申し上げたくないのですけれども、医療を所管する健康福祉局が所管するのが当然のことだろうと思っております。

（加納委員） 山田副市長、さきの答弁もわかるのですけれども、責任のところははっきりしない。今の御答弁のように、私どもはこども青少年局で乳幼児の問題も含めてしっかりやってもらいたい。小児のアレルギー、ぜんそくも含めて。ただ成人という問題もあるので、これは、健康福祉局がしっかりと柱となってやるべきだということをお局長がおっしゃいましたけれども、そのことを踏まえて全庁的な立場から、山田副市長にしっかりとその辺の責任分担を明確にしながら、全体的に進めていただきたいということが一つ。そのためにはどこの局が中心になるべきだと、今、山田副市長は思っているのかという質問が一つ。それから、これを検討しますということですから、いつから具体的に始めようと今考えていらっしゃるのか、この2点について、山田副市長の御答弁をいただきたいと思います。

（山田副市長） 花粉症の問題は、先ほど発症するのが子供の時期だけではないというお話もございましたし、また、治療期にはあるのでしょうかけれども、その発生のメカニズムがよくわかっていない。

いろいろ自然環境などにも原因があるのかもしれないということで、正直これは多岐にわたっているわけです。

国でもアレルギー対策ということでは、いろいろな部署が対応しているので、やはりしっかりと横断的にやっていたらいけない課題だろうと思っております。ですので、責任分担は明確にするようにいたしますし、その上でどこが主管かということも決まってくるのではないかと思います。

済みません、今市議会の最中でございます。市議会が終わり次第、早急に編成を希望してまいりたいと思っております。

(加納委員) 健康福祉局が中心ではという局長の御答弁をいただきましたけれども、山田副市長は、その局長の御答弁についてどういう御感想なのですか。やはり健康福祉局という認識なのでしょう。

(山田副市長) 多岐にわたると思っております。もちろん免疫疾患ということですので、健康福祉局が中心の部局の一つだということは間違いはないかと思っておりますけれども、縦割りの申しわけありませんけれども、私は健康福祉局を担当していないということもありますので、持ち帰って、体制についてはよく検討してみたいと思っております。

(加納委員) アレルギー性疾患、学校における食物アレルギーの問題も一方であり、それから化学物質ということで、建築物等によるアレルギー疾患とかさまざまなことを党としては進めてきました。今、国では対策基本法という流れも大きくありますし、そういった部分では、そういったことをしっかりと成立させていきたいということもあります。大都市横浜はある意味では先導的に進んできているわけですから、横浜市がどう進めていくか、それも具体的に横断的にという話がありましたけれども、きちっと責任部署を決めていただいて、もう一度、本市で横断的にこの対策を進めていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に、今回大滝議員のほうで質問としては、病児・病後児保育について御質問させていただこうと考えていたのですが、時間がなかったということで御質問できませんでした。細かいことは言いません。実は、今回、平成 22 年に 2 カ所病後児保育室が増設される。そのうちの 1 カ所が実は先ほど大変恐縮ですが、川口委員と私の地元の瀬谷区なんですね。特にその 1 カ所が何と私の家から 10 メートルも離れていないところになったということです。これは大変ありがたく思っていて、この病児保育室を設置するにあたり、現在、病児保育にかかわらなければならない方たちの状況、また、皆さん方のところに来ているお訴えなどの本市の現状をまずお聞かせください。

(屋代子ども青少年局長) 病児保育のニーズということになるのかと思っておりますけれども、かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画策定時において、二次調査で 14.9%の保護者が病児・病後児保育を利用したい、または利用をふやしていただきたいと回答しております。また、市長への手紙などで設置を望む声も大変多くございまして、病児・病後児保育に対するニーズは非常に高いものと考えております。

(加納委員) これは私どもも相談を受ける中で大変多くございまして、いざというときに利用させていただきたいということで、非常にニーズが高い。やはり同じような思いなのです。

さきの新聞報道にもありましたけれども、この施設 2 カ所を含めて今後 7 カ所も計画しているということですが、それによろしいのかどうかということ、その後、これをどうしていこうとしているのか、その辺についてお聞かせください。

(屋代子ども青少年局長) 現在 11 カ所の病児保育室がございまして、平成 22 年度予算で 7 カ所ふやして 18 カ所にしていきたいと考えております。

例えばインフルエンザなどの伝染性疾患の流行などの場合には、地域によっては十分利用者のニーズにこたえることはできないことがございますので、ニーズの高い地域には今後 2 カ所目の病児保育所を整備するなど、現在の後期計画でございますが、平成 26 年度までに 27 カ所を目標に整備を進めてまいります。

(加納委員) 経済も大変厳しい中で働かなければならないということもあるし、ある意味では、感染症という観点からすると感染率が高いものが出てきている。そこに対応できるように人間それ自体がなっていないという状況からすると、非常にこういった施設はありがたいので、とりあえず各区に 1 カ所というところから、今局長の話では 2 カ所ということも含めて検討しているということですから、ぜひこれは進めていただきたいということをお願いして終わります。

陳情第 15 号の審査、採決

(加納委員) その前に局長、保育制度改革に関する意見書提出と、私どももいただいているのですけれども、さまざまな議論もしました。今齊藤委員も含めて陳情書の中身について幾つか触れていただきましたけれども、局としてこういう陳情書に書かれている中身、幾つかあります。これについて何か御意見をいただければありがたいと思います。

(屋代こども青少年局長) 現在、国では制度規制改革、地域主権改革の取り組みを推進するとして2つの閣議決定がされております。

1点目が、あすの安心と成長のための緊急経済対策というものでございます。保育分野の制度規制改革として幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるとして、利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に係る要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など利用者本位の制度の実現、認定こども園制度のあり方など幼児教育・保育の総合的な提供、幼保一体化のあり方についても検討するということを今行っているわけです。このため、新たな制度については、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年の通常国会までに基本の法案を提出するということが明記されております。

2点目は、地方分権改革推進計画、昨年12月15日に閣議決定したものでございます。厚生労働省所管の児童福祉法関係では、児童福祉法第45条第2項で国が定めるとしている児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を条例に委任して、国が示す基準に従って地方自治体が条例化することが明記されている。計画が定める取り組みのうち法律改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成22年通常国会に提出することになってございます。

さきの本会議において、地方分権改革推進計画では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、各自治体の条例に委任することとしたが、本市における条例化の取り組みと時期についてということで林市長への御質問がございました。関連する法律の改正が今後行われる予定ですので、現段階ではスケジュール等の詳細は示されていない。今後の国の動向や市民の皆様の御意見を踏まえながら、条例制定に向け必要な手続を進めますと林市長よりお答えしておりますので、横浜市としてはそのように考えているところでございます。

(加納委員) 今、局に国の流れ、そしてこの陳情書の中身で幾つか御指摘をいただいている、掲出されている方たちからの御意見について幾つか御答弁をいただきました。

私どもも、今国がやろうとしている流れ、そしてそれを受ける形で本市として今幾つか考えていますし、ここに書かれているさきの齊藤委員の御指摘のような文章を見ますと、やはり現時点では趣旨に沿いがたいと思っていますので、そのような形でもよろしくお願ひしたいと思います。

「離婚後の親子の面会交流の充実を求める意見書」の提出について

(加納委員) 本当にこれは長い時間をかけてこの委員会でも審議し、そして私どもも男性側から女性側から、それぞれの立場の側からさまざまな御相談をいただいて、相談を受けた中で大変苦慮している案件の一つでもあり、ここへ来る間に法整備という問題を含めてございました。先ほど山下副委員長がおっしゃったような状況から考えると、どこまで踏み込めるのか、どこまで法的に規制ができるのか等々を含めても大変苦慮した問題なのです。ただ意見書を出すということは、多くの方たちがここでもって悩まれているわけですし、そういった意味では、次のさらなるステップということで一石を投じるという観点から、私ども何かアクションを起こさなければならないと思っておりました。

ただ、文章的にも、そしてまたどこまで入り込めるかということを含めて非常に難しかったのですけれども、今回、正副委員長で取りまとめていただいたというので、私どもとしてもこれでいいのではないかと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

麻しん発生時の対応について

(加納委員) 私のほうは、今麻しんについて、さきの教育委員会でも質問させていただいて、国が今大変な対策をとっている中で一番最前線である教育委員会の現場での対応について、さらに最前線での区の福祉保健センターの対応について、あわせて保健所との連携等も含めて御指摘させていただいたのです。

今回のものと同じように教育委員会のときにも山田副市長に御出席していただきましたので、あのときにもどうかしっかりと区の現状を調べていただいて改めてお知らせいただけないかという話をしていましたので、後でそのことについては、副市長のほうからお聞かせいただければと思います。

きょうはこども青少年局ですから、同じようにはしか、いわゆる麻しんについて御質問させていただきたいと思えます。

今、こども青少年局が所管しているはしかの接種率とか、はしかに関係すること、国から平成 24 年までに日本ははしかを撲滅するという宣言をして今進められています。さらに学校における麻しん対策ガイドライン、それから横浜市がそれを受ける形で本市の施設における麻しん対策ガイドラインをつくって、それぞれ徹底しているということと思うのですが、まず初めに、先ほど来言っている乳幼児健診等含めて、はしかの第 1 期接種、いわゆる生まれてから 1 年後以降接種する、第 1 期の接種率がどのようになっているのか、区別に接種率がどのようになっているのか、そして本市として第 1 期はどうなっているのか。国がこれだけの対策をとっているかと思えますけれども、これについてまず局長にお伺いいたします。

(屋代こども青少年局長) 第 1 期の区別の接種率については、今持っておりません。横浜市全体では、第 1 期 1 歳児の接種率は 95.3%ということで、神奈川県平均が 93.6%、全国平均が 94.3%に比べては高いという状況になっています。

(加納委員) まず、私の調査では、各区も接種率を把握していませんでした。次に、就学 1 年前に第 2 期の接種をしなければいけないと決まりましたけれども、これについてこども青少年局ではどのように状況を把握しているのか、そして各局との兼ね合いでどのように対応しているのか、この 2 点をまず聞きます。

(屋代こども青少年局長) 小学校入学前第 2 期対象者については、5 月下旬に接種案内等を個別に郵送すると同時に幼稚園及び保育園にチラシ及びポスターを配布し、接種勧奨を行っています。また、保育園については、先ほどの第 1 期の対象者への勧奨をあわせて行っております。また、第 2 期の対象者については、接種が 3 月末日までであることから、2 月下旬に幼稚園及び保育園にチラシ及びポスターを配布して接種勧奨を行っています。

(加納委員) 次に、そのような子供たちを預かっている施設において、子供たちの接種の問題もそうですけれども、子供たちと接している職員の皆さん方についても把握するような形になっています。こども青少年局が所管している施設についての職員の皆さん方の接種の状況についてお伺いします。

(屋代こども青少年局長) 職員の接種率については、現時点では把握しておりません。

(加納委員) 次に、先ほど児童虐待の問題から虐待をどう未然に防ぐかということで、3 回ある健診の未健診者に対するの把握をという話も先ほどありましたけれども、同じように未接種者に対してどう把握しているかというのが非常に大事だと思うのです。

そこで、虐待防止もそうですけれども、児童相談所には今 4 つの相談所があって、そして 3 カ所の一時保護所があります。今の局長の答弁だと、4 カ所の職員の接種がどうかということを全く把握していないのが 1 つわかりました。

次に、一時保護所入所児童の接種率はどのようになっているのかお聞きします。

(竹内児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長) 平成 22 年 3 月 1 日現在で入所しております児童数が 121 名でございます。このうち既に予防接種済みの児童は 94 名ということで、率でいきますと 77.7%かと思えます。

(加納委員) 竹内部長にお聞きします。その接種済と言われている人たちは 1 回接種なのか、2 回接種なのか、それを分けて報告ください。

(竹内児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長) ただいまそのデータの持ち合わせはございません。

(加納委員) 私どもからすると、国の対策が出て、指針が出て、そしてそれを推し進めていくというところをしっかりとしなければいけない局の一つであるこども青少年局の状況は、全くもって、以上のような状況なのですね。時間の関係もあって、さらに細かいことは聞きませんが、今 95%の接種率を目指している。今の話だと 77%、そして 1 回接種から 2 回接種に変わっている。しかし、その把握もできていない。竹内部長、この一時保護所の中



には、中学1年生、そして中卒以上が3名おりますけれども、その方たちが3期、4期の接種をしているかどうか。

（竹内児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長） 今の加納委員の御質問についてのデータは現在持ち合わせてございません。

（加納委員） つまり細かい数字の質問をし、指摘し、御答弁していただいても多分わからないと思うのです。つまり把握ができていないというのが現状なのです。そして、今お答えいただいているのも、実は私昨日も事前に資料要求し、こういった質問をとということも含めて、それぞれ担当課長さんにお示ししながら、資料も用意していただいたりしました。

国の目標では、平成24年までに撲滅するのです。そのために皆様方に協力をいただいて推進しなければいけない。皆さん方がその推進力にならなければいけない。なのに数字が把握できてない。それを指摘すると、私というより議員に対応するために一生懸命数字を確認して把握している。つまり議員対応のために数字を把握すべきものではないのです。議員対応のために確認をし、数字を把握する、そういうシステムになっているわけではないわけでしょう。本来は、子供たちの安全、そして市民の安全のためにこのはしかの撲滅をどうするかということ国や県や市が連携して、このことについてどう進めていくかという問題で、本来当たり前のようにデータはとらなければいけない。その上でデータを精査して物事を進めていかなければいけないと思うのですけれども、今、幾つかの御質問をしていく中で、現状は把握できてないということは、精査をされてない。その上で対策が講じられてない。

したがって、国からおりている指針も横浜市がそれを受けてつくった指針もなかなか皆さん方のところには理解できてないというのは、山田副市長、教育委員会の御質問とあわせて、実はこれが現実なのです。きょう、大浜保健所長に私電話させていただきました。さきの教育委員会の中で、区の福祉保健センターの対応と保健所の対応についていかがですかという話もしました。大変申しわけないということで、私どもの手続等含めて反省していらっやいました。

全く同じように、屋代局長、国の対策は多分知っていらっやると思うのです。国から県や市、皆さん方が全庁的にこの麻しん対策として発信されているホームページやさまざまな広報紙を私も見ました。皆さん方は発信しています。それでは現状どうなのかという今の質問で、今までの状況ですけれども、局長としての責任、局長としての立場として今の質疑を聞いていてどのように感じられていますか。

（屋代こども青少年局長） 職員の接種状況、それから一時保護所入所児童の接種状況を把握していないことは、大変申しわけないと思います。直ちにそうしたことを把握して、十分な対策を立てていきたいと思います。

（加納委員） 多分時間が気になっている方もいらっやると思いますけれども、これは命にかかわる問題なのです。それを所管しているところの皆さん方の責任の問題でもあるし、それにかかわっていかなければいけない議員の問題でもあるので、これは申しわけないですけれども、時間を私も気にもしながらも、しっかりと確認してまいります。したがって時間のない人は、委員長に言っていただいて退席するならしていただいていた方がいい話です。これは大事な話なのです。どうかひとつお願いしたいと思います。

国は神奈川県に対して指導し、神奈川県と横浜市が連携してやっているのですけれども、そこで山田副市長、前回の教育委員会で、私は瀬谷区の事例を上げさせていただきました。これは屋代局長も以前瀬谷区長でしたから、ちょうどわかるかと思いますが、瀬谷区の事例でどうぞ調べていただいて、その上でお示しいただけませんかとお願いしましたが、その後いかがでしょうか。

（山田副市長） 教育委員会、おとといだったと思いますけれども、加納委員から御指摘いただきまして、私のほうとして、まずどうということが起きたのか。そういう失態、問題が起きたということであれば、その背景にあるものは何なのかというものをしっかりと調べてみて、必要があれば改善していきたいとお答えいたしました。

早速委員会終了後に指示し、きょう夕方に健康福祉局、教育委員会、瀬谷区の方にも来てもらい、また、私の担当だけではございませんので、大場副市長にも同席いただくという形で、まず調べてみるという手を打ってまいります。

（加納委員） 実は、さきの教育委員会の問題で、多分こども青少年局の関係だと思っておりますけれども、子供の



接種率を確認しなさいと。それからその子供にかかわっている職員の皆様方についてもしっかりと接種率を確認していただきたいのです。そういう中で、今回、中学1年生相当、高校3年生相当については3期、4期ということで接種が新たに追加になりました。横浜市はお金についてもたしか3月31日まで無償で接種するという。実は国からも進度の報告を求められています。健康福祉局から教育委員会に学校別に報告をいただきたいということで、健康福祉局の健康安全課から教育委員会にお話が行きました。その健康安全課と教育委員会と連携して、フォーマットも決めて、平成20年7月と10月分を健康福祉局にデータを送りました。それは国のガイドラインに沿って、健康福祉局が神奈川県対策協議会会議に報告することを前提に出したのです。

その後、1年後の平成21年3月に平成20年度分を一括して健康福祉局に出した。そのデータがない。なぜかという、雷でシステムが壊れてしまって、データが飛んだとかいう、全くふざけた話がちょっとあって、健康福祉局も実は送られたかどうかというのがわからない。きのうまで全くわからない。ばかげた話ですよ。確認作業をしました。でもわからない。それは健康福祉局として神奈川県に送るだろうということで、教育委員会は一生懸命各学校ごとに調べて健康福祉局に送った。そして神奈川県にきのう調べてもらった。横浜市からデータは全く来ていない。なぜか。神奈川県に担当者聞いた。うっかりしてましたと。国からの指針が出て、神奈川県感染症対策協議会、横浜市はもちろん入っている、大浜保健所長も入って協議会を構成している。国からの指針が出て、学校別にとるようにしましょう。それを口頭で皆さん方をお願いして、改めてとりますよと言っておきながら、新型インフルエンザが忙しかった、受動喫煙防止対策が忙しかった、神奈川県も横浜市の健康福祉局もうっかりしてましたと。まじめにやった教育委員会だけは、学校別にとって送った。送ったデータは、健康福祉局は何も使っていない。県にも送っていない。県ももらおうともしない。お互いに忘れていた。

日本の中で麻しん対策が一番おけているのは、どこの県とどこの市でしょうか、鈴木部長、もしよかったですら教えてください。

神奈川県です。横浜市です。だから、去年の国の第3回対策会議で神奈川県が呼ばれている。横浜市も大浜保健所長も呼ばれているのです。はしかの対策がおけている、筆頭は、神奈川県。その中の筆頭は横浜市ですよ。副市長、こういった事情から考えると、国の指針が出されたのに、神奈川県の当局者は法律ではありません、法的根拠はないのです、こんなようことを私に言った。横浜市も大浜保健所長に聞いたら、新型インフルエンザ等いろいろ忙しくてという趣旨の話の話をしていました。はしかは、SARSよりも新型インフルエンザよりも感染力が高い。データもある。それで国が平成24年までに麻しんを撲滅すると言っている。そのために指針を出した。横浜市もそのための指針もつくって出している。それなのに神奈川県の当局者も受動喫煙防止対策で忙しい。目的はと聞いたら、子供の命を守るのですと。子供の被害を最小限にする。麻しんはどうするのですかと聞いたら、あ、それはうっかりしてました。全く同じようなレベルです、横浜市は。と同じように教育委員会もそうだけれども、今の質疑の中でこども青少年局も全く同じようなレベルで非常に残念です。

そこで局長、今の状況を踏まえて、こども青少年局はとってないけれども、こども青少年局が所管する施設の児童・生徒や職員の皆さん方については、接種をしたとかしないとか、接種率がどうかということについて、どこかへ報告はされるのですか。そういうシステムになっているのですか。

(屋代こども青少年局長) 報告するような措置にはなっておりません。

(加納委員) 副市長、つまり報告することが本来業務ではないのですけれども、先ほど来言っているように、どこが所管して主導権を握り、中心になりながら、横断的に安全管理も危機管理も感染症対策も横断的にやっているものを責任を持ってやるとか、そのためにどこかがきちっと精査しチェックするようにしないと。これだけ大きな組織になると、だれが責任を持つのか、どこで持っているのかについて。先ほど来のアレルギーもそうでした。みんなそうですね。副市長は健康福祉局の所管ではありませんけれども、林市長が何を言っているかということ、子供、教育、医療だと言っているのだから、しっかりときちんと示すべきですよ。いかがでしょうか。

(山田副市長) おととい、そしてきょうとはしかのお話、アレルギーのお話、感染症のお話、さまざま出てまいりました。いずれも子供の健康、安心・安全にかかわる問題でございます。御指摘いただいて、本当にいい勉強

を我々させていただいていると思いますので、体制も含めてしっかりと検討し、必要な対策を打ってまいりたいと思います。

（加納委員） 神奈川県もとんでもないですよ。国の指針は法的根拠がないなんてね。では、横浜市の教育委員会は報告しませんよと。いや、それは困りますと。何を言っているのですか。健康福祉局だってそうですよ。教育委員会に球を投げておいて、そのデータは行ったけれども、そのデータは使わないなら使わないで教育委員会に言えばいいではないですか。大変な思いをしてデータを出しているのですから。そのデータがあるとかないかいまだにわからないとか言っているわけです。はっきりしないから、神奈川県に聞いたら、神奈川県はとっていません、横浜市から報告は来ていません。ではどうしてですかと口頭で発信したけれども、そのうち忙しくて忘れてしまいました。こんなことはばかげた話です。

だれかが責任を持つということからすると、瀬谷区の福祉保健センターで医師の方がいます。その医師の方に調査させていただきました。反省していました。その人の意見を含め、私に報告書をくださいとお願いしたところ区福祉保健センターとしての区の意見として、今回の問題点、課題は何ですかと聞いたら、教育委員会のことしか書いてない。つまり、医師という専門性のある方の意見が、ここから私は申しわけないけれども、想像かもしれない。その方の意見がそのままのことがちゃんと報告書に入ってくると思ったら、全くその意見は入らないで、ほかの方たちの御意見に沿った形で、医師の専門性のある意見は全く出てこなかった。

何を言いたいかということ、専門性のある方が各区の福祉保健センターにいるということは、これだけ大都市ですから大事なのです。でも、なかなかその医師がいらっしやらない。いたとしても、その医師がその専門性をきちっと主張できるような環境にないと感じられてしょうがない。

行政医師の皆さん方といろいろ話をするけれども、医師免許と行政職とどちらをとるのかというときに、命を大事にするということから医師免許に課せられる精神というか、人の命を重視するんだというところで職についたのだけれども、大変申しわけないけれども、私から見ると、知らないうちに全く違う方向で仕事をされている行政医師の方が何人か見られます。それは環境をしっかりと整備していかなくてはいけないということ、それと専門性のある方は大事な方ですから、そういう方たちの意見をもっともっと取り入れられるような環境を第一線で作っていただきたいというのが私の意見であり要望なのです。

長くなりますからこれ以上言いませんけれども、いずれにしても、はしかも受動喫煙も新型インフルエンザも皆さん方がやっているさまざまな児童虐待も、子供の命、市民の命をどう守るかということ念頭において事業をしているはずですし、我々議員も、地域においてもそういったことを踏まえながらさまざまな事業展開をしなければいけないのです。それが実行されていないという現状をどうかしっかりと見ていただきたい。市長が教育とか医療とか子供の問題だとか、これほど言っているのですから。どうか市長にもしっかりとこの現状を伝えていただいて、そして早く各区の体制がそういう形で実現できるように、はしかについて事例として上げましたけれども、各区の状況、そしてそれを所管することも青少年局も、人の命を預かっているんだということをしっかりとわかっていただいて事業を進めていただきたいし、一つ一つ手を打っていただきたい。もう一度屋代局長に、御意見をいただいて私の質問を終わります。

（屋代こども青少年局長） 加納委員に御指摘いただいた件、重々受けとめておりまして、今の現状について大変反省しておりますので、状況を把握してしっかりと対策を立ててまいりたいと思います。